

マイナンバーカード ガイドブック

知って学んで活用できるマイナンバーカードの使い方



令和8年5月

目次

1. マイナンバー制度とは	1
(1) マイナンバーとは	1
(2) マイナンバーでできること	1
(3) どんな時に使うの?	1
2. 白河市でマイナンバーが必要な手続き	2
3. マイナンバーカードとは	3
4. マイナンバーカードのここが知りたい!	4
(1) マイナンバーカードの「こんな時どうしたらいいの?」	4~7
(2) 紛失・盗難の場合は?	8
(3) 暗証番号	9
5. マイナンバーを適切に管理します	10
(1) 皆さんの個人情報を守ります!	10
(2) 集中管理ではなく分散管理で	10
(3) 詐欺に注意!	10
6. マイナンバーカードの使い道	11
(1) マイナンバーカードに搭載されている電子証明書・暗証番号.....	11
(2) マイナポータル	11
(3) コンビニ交付	12
(4) 健康保険証として利用できます	12
7. お得で便利! コンビニ交付	13
(1) 利用できるコンビニ	13
(2) 利用できる時間	13
(3) 手数料	13
(4) 証明書の種類	13
(5) 証明書の取り方	14
(6) コンビニ交付の注意点	14
8. 引越しワンストップサービス.....	15~16
9. いつでも! どこでも! ぴったりサービス.....	16
10. よくある質問	17~18
11. お問い合わせ先	18

1. マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、国内の全住民にお知らせするマイナンバーを活用して、公平公正な社会を実現するための仕組みとして導入されたものです。

(1) マイナンバーとは

全住民に通知される12桁の番号をマイナンバー（個人番号）とといいます。マイナンバーは生涯ずっと使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除いて、変更されません。

(2) マイナンバーでできること

① 手続きがより便利に

社会保障・税・災害に関する手続きをする時に、市民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

② 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。

③ 業務がよりスピーディーに

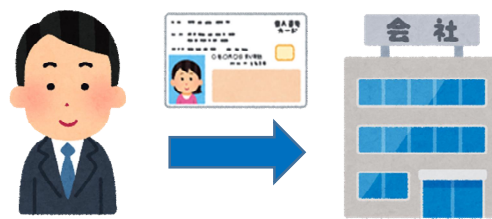
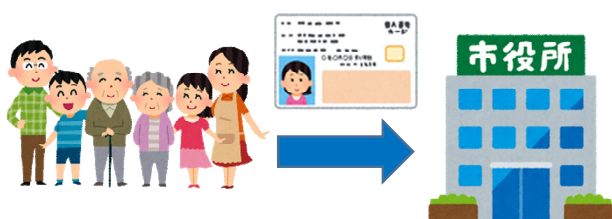
行政機関で、個人情報の照合等に使っていた時間が大幅に減り、業務が正確でより速くなります。

(3) どんな時に使うの？

社会保障・税・災害対策等の手続きで、書類にご自身や家族のマイナンバーを記入します。例えば、次のような場面で使います。

社会保障・福祉の申請の時に市の窓口で

源泉徴収票等に記載するため勤務先へ



2. 白河市でマイナンバーが必要な手続き

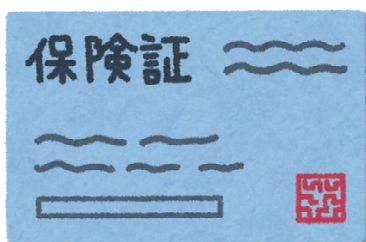
①引っ越しや婚姻等で氏名・住所に変更がある場合

必要となる手続き	窓 口
・住民票の転入届、転居届等	市民課



②社会保障や税の手続き

分 野	必要となる手続き	窓 口
国 保	・国民健康保険（国保）の届け出、給付 ・後期高齢者医療の届け出、給付	国保年金課
税 金	・市民税の申告 ・軽自動車の減免申請等	税務課
福 祉	・障がい児通所支援の申請 ・障がい者支援 手帳、手当の申請等	社会福祉課
介 護	・介護保険の届け出、給付	高齢福祉課
こども	・児童手当の申請	こども支援課
	・保育園、幼稚園入園の申請	こども育成課



3. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、申し込みをした人だけが持つことができる顔写真入りのカードで、このカード1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができます。また、オンラインでの行政手続きに使えるたり、コンビニで住民票の写し等の証明書を取得したりすることができる便利なカードです。

※申請時に1歳未満の方は顔写真省略のため本人確認は2点必要です

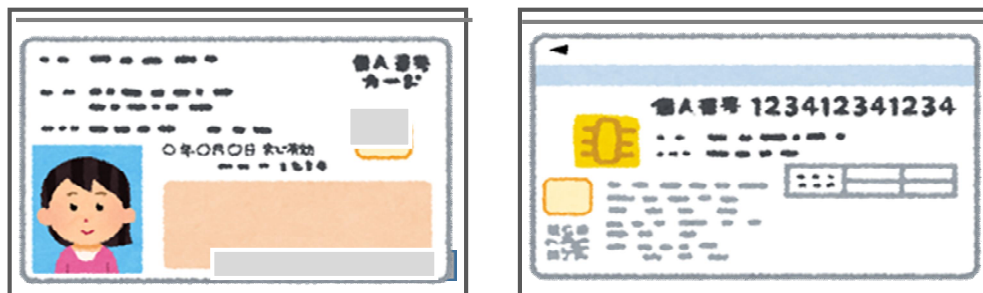
表面

裏面



- ①氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。
- ②マイナンバーカードの有効期限（カード発行日から10回目の誕生日）
※18歳未満（カード発行日時点）は5回目の誕生日 ※外国人はP.6参照
- ③電子証明書の有効期限（カード発行日から5回目の誕生日）
- ④住所・氏名等変更の際の記載欄（役所の職員が記入します。）
- ⑤臓器提供意思確認欄（内容確認の上、必要があれば署名してください。）
- ⑥ICチップ（電子証明書の情報等が登録されています。）
- ⑦マイナンバー（12桁の数字）

専用カードケース（マイナンバーカードをお渡しする時に無料で配布）に入れておくと…



性別、臓器提供意思確認欄が隠れて見えなくなります。

4. マイナンバーカードのここが知りたい！

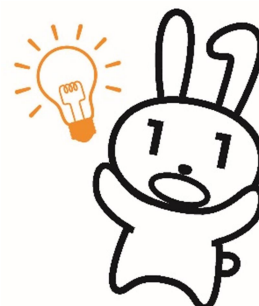
(1) マイナンバーカードの「こんな時どうしたらいいの？」

① 白河市から転出する場合は？

届出期間	引っ越し日の前後14日以内
届出人	転出者本人または転出前の住所の世帯主 ※上記以外の方が手続きをする場合には委任状が必要です。
場 所	本庁舎1階市民課、各庁舎地域振興課、各行政センターの窓口
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 印鑑登録証（お持ちの方のみ） ・ 国民健康保険資格確認書など（加入者のみ） ・ 後期高齢者医療資格確認書など（加入者のみ） ・ 介護保険被保険者証（加入者のみ） ・ 各種医療者証（お持ちの方のみ）

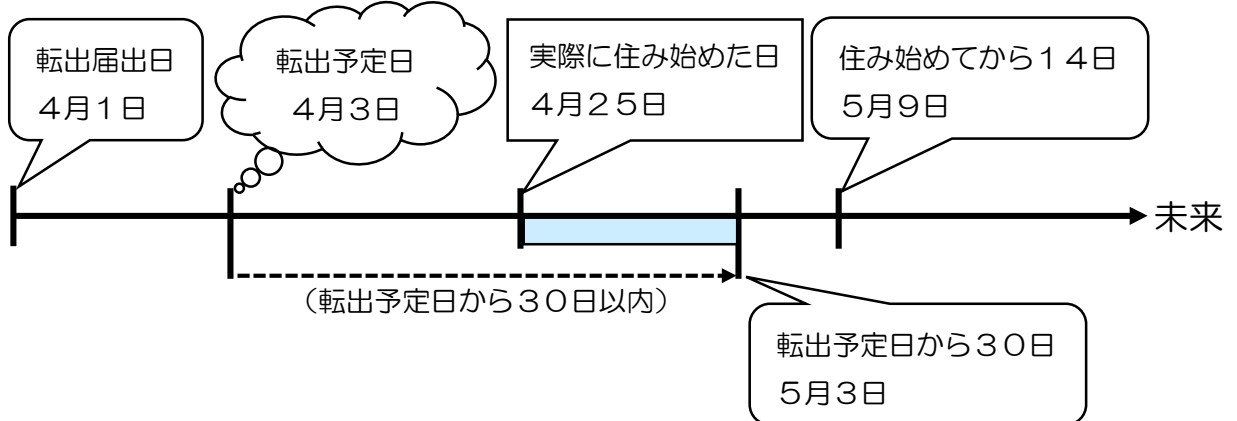
② 他の市区町村に転入する場合は？

届出期間	白河市で転出の届け出をした後、「転出予定日から30日以内」かつ「住み始めてから14日以内」 ※詳しくは、5ページの具体例をご覧ください。
届出人	転入者本人または転入先の住所の世帯主 ※上記以外の方が手続きをする場合には委任状が必要です。
場 所	転入先の市区町村の窓口
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入者全員分のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを作成した時に設定した暗証番号が必要となりますので、事前にご確認ください。 ※詳しくは、転入する市区町村にお問い合わせください。
注意点	マイナンバーカードの継続利用手続きは、「転入の届け出をしてから90日以内」に行ってください。継続利用の手続きをしないまま90日を経過した場合、マイナンバーカードは失効しますのでご注意ください。



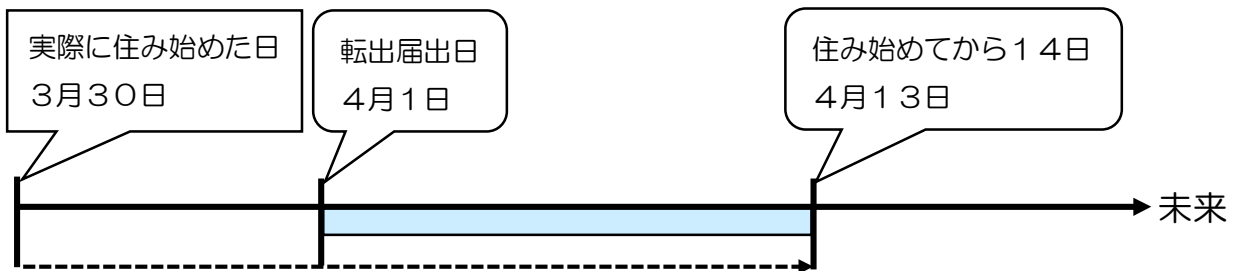
マイナンバーカードによる転入の届け出の具体例

例1 4月3日に引っ越し予定の方が、4月1日に転出の届け出をした場合



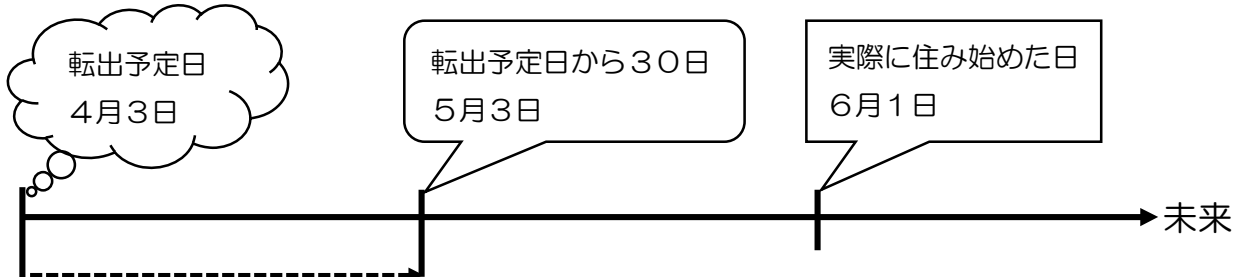
例1の場合、の期間内に転入の届け出が必要です。5月3日を過ぎるとマイナンバーカードによる転入ができません。転出証明書が必要です。

例2 3月30日に引っ越した後に、4月1日に転出の届け出をした場合



例2の場合、の期間内（転出届出日より実際に住み始めた日が過去の場合は、住み始めてから14日以内）に転入の届け出が必要です。4月13日を過ぎるとマイナンバーカードによる転入ができません。転出証明書が必要です。

例3 4月3日に引っ越し予定で転出届を届け出たが、予定より遅くなってしまった場合



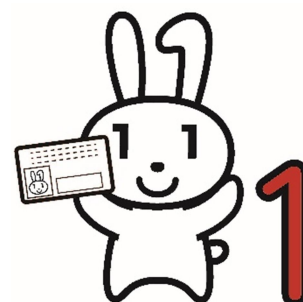
例3の場合、転出予定日から30日を超えています。法定期間を過ぎたため、マイナンバーカードによる転入ができません。転出証明書が必要です。

③白河市内で転居や氏名変更があった場合は？

手続き	白河市内で住所や氏名が変わった場合は、速やかにマイナンバーカードの記載内容の変更手続きをしてください。
場 所	本庁舎1階市民課、各庁舎地域振興課の窓口
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（転居の場合、転居者全員分） ※マイナンバーカードを作成した時に設定した暗証番号が必要となりますので、事前にご確認ください。

④外国人で在留期間の定めがある場合は？

有効期限	<p>マイナンバーカードの有効期限は、在留期間までとなります。新しい在留カードに更新した場合は、窓口でマイナンバーカードの更新ができます。</p> <p>新しい在留カードが有効期限までに間に合わない場合、特例でマイナンバーカードの有効期限を2か月間延長することができます。裏面に在留期間更新申請中のスタンプが押された在留カードとマイナンバーカードを持って窓口にお越しください。</p> <p>Be careful !</p> <p>In the event your period of stay is updated, this information will not automatically be reflected on your Individual Number Card.</p> <p>Please bring your cards to city hall for processing.</p> <p>Your Individual Number Card will become invalid if you fail to extend it at city hall before its expiration date.</p> <p>We don't send update notifications. Please apply for it yourself.</p> <p>（なお、外国人住民のうち、永住者、高度専門職第2号および特別永住者については、マイナンバーカードの有効期限は、日本人の場合と同様に発行の日から10回目の誕生日までとなります。）</p>
場 所	本庁舎1階市民課、各庁舎地域振興課の窓口
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・有効期限内のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを作成した時に設定した暗証番号が必要となりますので、事前にご確認ください。



⑤電子証明書の有効期限と更新とは？

マイナンバーカードに記録される電子証明書には有効期限（カード発行から5回目の誕生日まで）があります。電子証明書の有効期限を迎える方には国から順次、「有効期限通知書」が送付されます。

更新の手続きは、有効期限の3か月前の翌日からできます。「有効期限通知書」が未到着または紛失した場合でも手続きは可能です。

電子証明書が有効期限を過ぎると、以下のサービスがご利用いただけなくなります。

- 署名用電子証明書
e-Tax（国税電子申告システム）等の電子申請等
- 利用者証明用電子証明書
コンビニでの住民票等証明書発行サービスやマイナポータルへのログイン等
- マイナ保険証

ただし、有効期限が切れた後でも、新たに電子証明書を発行することが可能です。

※代理人が更新の手続きをする場合

本人が「有効期限通知書」内の回答書欄、委任状欄に住所、氏名、暗証番号（3か所）を記入の上、通知書に同封されている封筒に封入し、代理人に渡してください。

回答書に記載した暗証番号が誤っている場合は、本人に改めて回答書をお送りし、再度回答書をお持ちいただいて暗証番号の再設定を行います。そのため、当日は電子証明書の更新ができませんのでご注意ください。



(2)紛失・盗難の場合は？

①マイナンバーカードの紛失や盗難にあった場合 → (ア)+(イ)

(ア)下記のフリーダイヤルにご連絡ください。24時間365日、マイナンバーカードの電子証明書等の機能を一時停止することができます。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

TEL 0120-95-0178（音声案内の後に2を押してください。）

(イ)所轄の警察署（白河警察署等）に遺失届を提出してください。
電話での対応も可能です。

白河警察署

TEL 0248-23-0110



②マイナンバーカードが見つかった場合

見つかったマイナンバーカードを持参して、本庁舎1階市民課または各庁舎地域振興課の窓口で一時停止解除届を提出してください。お手続きの際に暗証番号（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）が必要です。

③再交付を受けたい場合

紛失・盗難に伴うマイナンバーカードの再交付を希望する方は、本庁舎1階市民課または各庁舎地域振興課にお越しください。

【必要なもの】

- ・所轄の警察署（白河警察署等）に遺失届を提出し、その際に通知される受理番号（電話での対応も可能）
- ・再交付手数料 1,000円（電子証明書を希望しない場合800円）
（紛失、磁気不良、継続利用手続き漏れ（P.4参照）など）
特急発行(要件を満たす場合)を希望する場合は2,000円(電子証明書を希望しない場合1,800円)

(3)暗証番号

①暗証番号はロックされるの？

なりすましを防止するため、署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回連続して暗証番号を間違えるとロックがかかります。

- ・署名用電子証明書暗証番号 英数字 6～16桁
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号 数字 4桁

②暗証番号を忘れた時や、ロックがかかった時はどうするの？

暗証番号を再設定することができます。

来庁者	本人
場所	本庁舎1階市民課、各庁舎地域振興課の窓口
持ち物	マイナンバーカード

- ・なお、署名用電子証明書・利用者証明用のどちらかの暗証番号が分かる場合にはもう片方の暗証番号をスマートフォンとコンビニのマルチコピー機を利用して初期化・再設定することも可能です。

初期化できる暗証番号

- 署名用電子証明書の暗証番号
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号

※上記2つ以外の暗証番号は、コンビニ等で初期化・再設定することができませんのでご注意ください。

いつでも 開庁時間に関係なく、

どこでも 住民登録をしている市区町村の窓口まで足を運ばなくても、

ご自宅や勤務地などの近くの**コンビニ等で、暗証番号の初期化・再設定ができます。**

※従来どおり、お住まいの市区町村でもパスワードの初期化・再設定は可能です。

手続方法

- ✓ 本サービスは無料でご利用いただけます。
- ✓ 【手順1】を行わないと、【手順2】を行うことはできません。
- ✓ 【手順1】完了後は、24時間以内に【手順2】を行ってください。

【手順1】

スマートフォン専用アプリをダウンロードしてスマートフォンから事前予約をします。
【事前予約可能な時間】24時間(メンテナンス時を除く)

アプリはこちらから ▶



【手順2】

マイナンバーカードを持参しコンビニ等のキオスク端末(マルチコピー機)で初期化・再設定をします。
【手続可能な時間】6:30～23:00

iPhone



Android



サービスの詳細



◆ サービスの詳細な内容について
<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html>



◆ コンビニ等のキオスク端末の情報(実施店舗や操作手順等について)
<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/kiosk.html>

ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(平日・土日祝ともに9時30分～20時)

※ 音声ガイダンス後にプッシュダイヤルで、次の番号を選択してください。

「1番 マイナンバーカードの申請方法、電子証明書等の概要や有効期限通知、個人番号通知書、コンビニ交付に関するお問い合わせ」 → 「1番 コンビニでの暗証番号のリセット方法等についてお聞きになりたい方」

※コールセンターにお問い合わせいただくなどしてもご自身で初期化・再設定ができない場合は、お住まいの市区町村の窓口でお手続きくださいますようお願いいたします。 ※記載の情報は2024年6月末日時点のものです。

5. マイナンバーを適切に管理します

(1) 皆さんの個人情報を守ります！

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏えい防止等のために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。マイナンバーを適切に管理するため、安全管理対策を徹底してまいります。

シュレッダー等プライバシーに配慮して廃棄できる機器の準備



ウイルス対策ソフトやアクセスパスワードの設定



カギ付きの保管用棚を用意

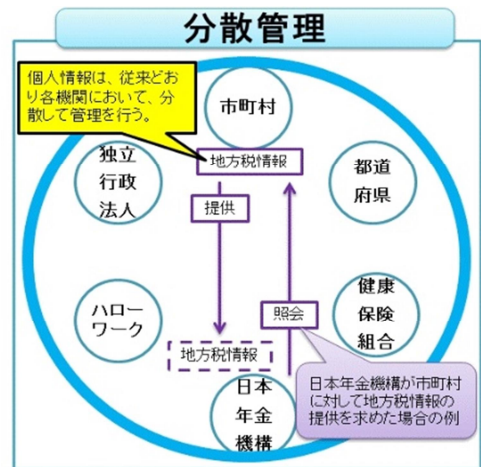


取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



(2) 集中管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は市というように、これまでと同様に個人情報を分散して管理します。また、平成29年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は市民の皆さんのマイナンバーは使いません。さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。



(3) 詐欺に注意！

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。白河市の職員が電話や訪問により、マイナンバーを聞き出したり、金銭を要求したりすることは絶対にありません。怪しいと思ったら、白河市消費生活センターにご連絡ください。

連絡先	白河市消費生活センター TEL 0248-22-1133 (いいみみ)
相談場所	白河市役所地下
相談時間	平日 午前9時00分～午後5時00分 ※土日祝日、年末年始を除く



6. マイナンバーカードの使い道

(1) マイナンバーカードに搭載されている電子証明書・暗証番号

電子証明書とは、インターネット上でデータのやり取りを行っている相手が本人であること、そのデータが第三者によって改ざんされていないこと、処理が正しく行われたことを確認するためのものです。また、暗証番号は電子証明書及びアプリごとに設定されており、それぞれを使用するために必要となります。

①署名用電子証明書

暗証番号	6桁から16桁までの英数字（大文字のみ）
使い道	e-Tax（国税電子申告システム）等の電子申請等、インターネットで電子文書を作成、送信する時に利用します。

②利用者証明用電子証明書

暗証番号	4桁の数字
使い道	コンビニでの住民票等証明書発行サービスやマイナポータルへのログイン等に利用します。

③住民基本台帳用暗証番号

暗証番号	4桁の数字
使い道	転入手続きの際や、住所・氏名等が変更となった場合のカードの更新手続きをする際に利用します。

④券面事項入力補助用暗証番号

暗証番号	4桁の数字
使い道	住所・氏名・生年月日・性別等をテキストデータとして、マイナポータル、e-Tax等で使用します。

(2) マイナポータル

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続きの検索やオンライン申請をワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。



◇電子申請やマイナポータルを利用するためには

e-Tax等の電子申請及びマイナポータルをご利用される場合、次の準備が必要です。

マイナンバーカード



インターネットに接続できる
パソコンやスマートフォン



IC読取端末
(パソコンの場合)



※e-Taxは署名用電子証明書のほか、利用者証明用電子証明書や券面事項入力補助用の暗証番号を使用します。(税務署発行の利用者識別番号の暗証番号とは異なります。)

※詳しくは国税庁またはマイナポータル等、ご利用元のホームページをご覧ください。

(3) コンビニ交付

マイナンバーカードがあれば、全国の主要なコンビニで住民票の写し等の証明書を取得することができます。詳しくは13ページをご覧ください。

(4) 健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから利用申し込みが必要です。マイナポータルでの利用申し込みが難しい場合は、マイナンバーカード申請・交付特設窓口や医療機関、薬局の顔認証付きカードリーダー、またはセブンイレブン（コンビニ）の店舗等に設置してあるセブン銀行ATMでも手続きができます。マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関、薬局の情報は、厚生労働省のホームページで公開しています。

※今までの健康保険証も有効期限がある場合は、それまで使用できます。

(5) マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴証明書の一体化をご希望の方は、免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を所有することが可能です。詳細については、警察庁ホームページをご覧ください。

7. お得で便利！コンビニ交付

(1)利用できるコンビニ

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどでマルチコピー機を設置している店舗

(2)利用できる時間

午前6時30分から午後11時00分まで
土日祝日も利用できます。(システムメンテナンス日を除く)

(3)手数料

証明書等の種類	手数料	
	コンビニ交付	窓 口
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書 所得課税証明書 	200円	300円
<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本 	450円	



(4)証明書の種類

住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍の場合は続柄及び本籍、外国籍の場合は続柄、国籍及び在留資格等の記載の有無を選択することができます。 本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。
印鑑登録証明書	事前に白河市で印鑑登録を行う必要があります。
所得課税証明書	各年度の賦課期日（1月1日現在）に白河市に住民登録のある方に限ります。
戸籍謄本、抄本、附票の写し	※表1 参照

※表1 戸籍謄本、抄本、附票の写し

本籍地	住所地	コンビニ交付
白河市	白河市	○
	他市区町村	○
他市区町村	白河市	本籍地が白河市以外の方は、本籍地が対応している場合、事前に利用登録申請が必要です。詳しくは本籍地にお問い合わせください。
	他市区町村	

(5) 証明書の取り方

- ① コンビニにあるマルチコピー機のメインメニューから
「行政サービス」 → 「証明書交付サービス」 を選択します。
- ② マイナンバーカードをセットします。
- ③ 暗証番号（利用者証明用4桁）を入力します。
- ④ 希望する証明書の種別、記載事項、部数を選択します。
- ⑤ 手数料を入れます。
- ⑥ 証明書がプリントされます。



(6) コンビニ交付の注意点

① コンビニ交付では、以下の証明書等を受け取ることができません。

- ・ 住民票コード記載の住民票の写し
- ・ 改製原（履歴が記載された）住民票の写し
- ・ 記載事項証明書
- ・ 除票（亡くなられた方や転出された方の住民票）の写し
- ・ 氏名、住所にシステム上使用できない文字が使われている証明書等
- ・ すでに市外へ転出した方または転出を予定している方の証明書等
- ・ 同一世帯に転出予定者がいる場合の住民票の写し
- ・ 申し出等により発行制限がかかっている方の証明書等
- ・ 申告後発行可能な日数を経過していない方の税証明書

② その他

- ・ 白河市の本庁舎、各庁舎、各行政センターの窓口で印鑑登録証明書の請求をする場合は、これまでどおり印鑑登録証の提示が必要です。マイナンバーカードで交付を受けることはできません。
- ・ 新たにマイナンバーカード交付後、または市外から転入し（継続利用後）コンビニで住民票の写し等を取得する場合は、手続きをした日の翌日から利用することができます。
- ・ 間違って証明書を取得しても交換や返金はできません。また、無料の証明書（公的年金受給手続き用等）は窓口のみでの発行となります。
- ・ 住民票の氏名欄は24文字までの記載となります。フルネームでの記載を希望の方は、市役所窓口で請求してください。

住民票・戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書は、窓口よりも100円安くてお得だね！



8. 引越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届の提出と転入（転居）時の来庁予定の連絡が申請できます。

このサービスを利用することで、転出元の市区町村の窓口への来庁は原則不要となります（転入先市区町村の窓口での手続きは必要です）。

（1）サービスの流れ

- ①引っ越す方は、マイナポータルで必要な情報や転入先自治体へ行く日を入力。
- ②転出元の自治体が転出の手続きを行う（引っ越す方は原則来庁不要）。
- ③転出元自治体から転入先自治体へ引っ越す旨等の情報が送られ、転入先自治体が手続きの準備をする。
- ④引っ越す方は、予定日になったら転入先の自治体窓口で転入手続きを行う。
※転入手続き当日にオンライン申請した場合は、データの反映に時間がかかるため、当日中に手続きがとれない可能性があります。

（2）利用可能な申請

- ・日本国内での引越し
- ・ご自身単身での引越しのほか、申請者と住民票上同一世帯員、申請者を除く世帯員の方の引越し

（3）申請の方法

下記のものをご準備のうえ、マイナポータルから申請してください。

- ・マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォン等の機器
- ・電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号（数字 4 桁）
- ・署名用電子証明書暗証番号（英数字 6 桁から 16 桁）

（4）申請可能期間

- ・引越し前に申請する場合：引越し予定日の30日前から
- ・引越し後に申請する場合：引越し日から10日以内まで

※申請可能期間を超過した方は窓口でお手続きください。

なお、転出届については郵送でもお手続きが可能です。



(5) 注意事項

- ① 転入先自治体へは、必ずマイナンバーカードを持参してください。
- ② 異動日から 14 日以内に、転入先自治体へ転入届を提出してください。
マイナポータル等で入力した[引越す日]から 30 日経過すると、マイナンバーカードが失効する場合があります。
- ③ マイナポータル等にて自治体から転出処理完了の通知を受け取った時点で、コンビニ等のマルチコピー機で証明書の取得ができなくなります。

9. いつでも！どこでも！ぴったりサービス

ぴったりサービスとは、国が運営するマイナポータルを利用し、手続きをオンラインで行えるサービスです。これまで市役所に来庁し、紙などで提出していた各種申請がマイナンバーカードを使って電子申請することができるようになります。

子育て関係	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
	児童手当の額の改定の請求及び届出：氏名変更/住所変更等の届出
	受給事由消滅の届出：未支払の児童手当の請求
	児童手当に係る寄附の申出：児童手当に係る寄附変更等の申出
	児童手当受給証明（年間支払通知書再交付）
	児童手当振込口座の変更：児童手当不足書類の提出
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
	児童手当の現況届
	児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠の届出	

介護関係	要介護・要支援認定の申請：要介護・要支援更新認定の申請
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
	介護保険負担割合証の再交付申請：被保険者証の再交付申請
	介護保険負担限度額認定申請：高額介護（予防）サービス費の支給申請
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前）
	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後）
住所移転後の要介護・要支援認定申請	

10. よくある質問



マイナンバーカードの表面には「20××年〇月△日まで有効」と書いてあって、まだ有効期限まで5年もあるのに更新通知が届きました。なぜですか？

- A. それは、電子証明書の更新通知です。18歳以上の方のマイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までですが、電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。電子証明書の有効期限満了日の2～3か月前を目安に、更新通知が送付される予定です。



カードに旧姓（旧氏）の記載はできますか？

- A. 住民票に旧姓（旧氏）が記載できるようになりました。マイナンバーカードへの旧姓（旧氏）記載を希望される方は、まず旧姓（旧氏）の登録をしてください。住民票への旧姓（旧氏）記載の手続き終了後、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）を記載できるようになります。



家族が亡くなりました。亡くなった人のマイナンバーカードは、どうすればいいですか？

- A. 返却不要です。死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管してください。
※亡くなられた方のマイナンバー入りの住民票（除票）の写しは発行できません。



自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくださいませんか？

- A. 市が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。すぐにマイナンバーを知りたい時は、マイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。



白河市から国外に転出する場合は、どのような手続きを行いますか？

- A. 白河市で転出手続きの際に、日本国籍を有する方は国外継続利用の手続きをすれば、国外でも引き続きマイナンバーカードを利用できます。
※外国籍の方は、返納手続きを行います。

11. お問い合わせ先

白河市役所

◇電子証明書の更新、住民異動、コンビニ交付（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、抄本、戸籍の附票の写し）について

市民課 TEL 0248-22-1111（内線2175）

表郷庁舎 地域振興課 TEL 0248-32-2114

大信庁舎 地域振興課 TEL 0248-46-3974

東庁舎 地域振興課 TEL 0248-34-2116

◇コンビニ交付（所得課税証明書）について

税務課税政係 TEL 0248-22-1111（内線2197）

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日、年末年始を除く

マイナンバー総合フリーダイヤル（国）

TEL **0120-95-0178**（無料）

◇音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

受付時間：平日 午前9時30分から午後8時00分まで

土日祝日 午前9時30分から午後5時30分まで

※紛失・盗難による一時停止は24時間受付

※English、Chinese、Korean、Spanish、Portuguese 対応

TEL 0120-0178-27（無料）



